

「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」について

1 検討会の目的

平成16年3月に医道審議会医道分科会において了承された方針に基づき、行政処分を受けた医師に対する再教育の具体的内容について検討を行う。

2 主な検討事項

- (1) 医業停止処分を受けた医師に対する再教育の具体的内容
(再教育の期間、手法、実施機関)
- (2) 海外の事例の検討
- (3) 再教育の実効性を担保するための方策
- (4) その他必要な事項

3 検討会委員

(◎は座長)

池口 恵観	烏帽子山最福寺法主
稲垣 克巳	一般有識者
金子 譲	東京歯科大学学長
川端 正清	同愛記念病院産婦人科部長
◎ 北島 政樹	慶應義塾大学医学部長
小泉 俊三	佐賀大学医学部附属病院教授
清水 勇男	蒲田公証役場公証人
水田 祥代	九州大学病院長
橋本 信也	日本医師会常任理事
堀江 孝至	日本大学医学部長
村田 幸子	ジャーナリスト
我妻 学	東京都立大学法学部教授

4 検討の経緯

第1回 10月19日

- ・ 行政処分の事例について
- ・ 米国における医師に対する処分と再教育について

第2回 11月10日

- ・ 論点整理(案)について
- ・ 英国における医師に対する処分と再教育について

第3回 12月22日

- ・ 報告書骨子(案)について

第4回 2月22日

- ・ 報告書(案)について

第5回 3月30日

- ・ 報告書取りまとめ

(別添)

行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会 参考資料

- 参考資料1 医師及び歯科医師の処分件数(昭和46年度～平成17年3月)
- 参考資料2-1 行政処分の件数(年度別)(医師)
- 参考資料2-2 行政処分の件数(年度別)(歯科医師)
- 参考資料3-1 行政処分の件数(医業停止の期間別)(医師)
- 参考資料3-2 行政処分の件数(医業停止の期間別)(歯科医師)
- 参考資料4-1 医業停止期間終了後の業務について
- 参考資料4-2 歯科医業停止期間終了後の業務について
- 参考資料5-1 米国における医師に対する処分と再教育について
- 参考資料5-2 米国ニューヨーク州における処分と再教育について
- 参考資料6-1 英国における医師に対する処分と再教育について
- 参考資料6-2 英国 GMC の行政処分医師再教育指針について

医師及び歯科医師の処分件数（昭和46年度～平成17年3月）

区 分	医 師			歯 科 医 師			計		
	免許取消 件	業務停止 件	小 計 件	免許取消 件	業務停止 件	小 計 件	免許取消 件	業務停止 件	合 計 件
医 師 法 違 反	2	38	40	1	1	2	3	39	42
歯 科 医 師 法 違 反	0	0	0	1	38	39	1	38	39
その他の身分法違反	0	48	48	0	3	3	0	51	51
薬 事 法 違 反	1	6	7	0	0	0	1	6	7
麻 薬 取 締 法 違 反	0	26	26	1	1	2	1	27	28
覚せい剤取締法違反	3	21	24	3	22	25	6	43	49
大 麻 取 締 法 違 反	0	7	7	0	18	18	0	25	25
殺 人 及 び 傷 害	8	7	15	6	4	10	14	11	25
業務上過失致死(傷害)/車両	0	11	11	0	12	12	0	23	23
〃 / 医療	0	50	50	0	3	3	0	53	53
猥 せ つ	12	31	43	5	21	26	17	52	69
贈 収 賄	0	57	57	2	11	13	2	(1) 68	(1) 70
詐 欺 ・ 窃 盗	3	55	58	2	10	12	5	65	70
文 書 偽 造	0	16	16	0	4	4	0	20	20
所 得 税 法 等 違 反	2	63	65	0	9	9	2	(1) 72	(1) 74
診 療 報 酬 の 不 正 請 求	0	98	98	0	54	54	0	(1) 152	(1) 152
そ の 他	16	39	55	2	9	11	18	48	66
計	47	573	620	23	220	243	70	(3) 793	(3) 863

(注) () 書きは、医師及び歯科医師の2つの免許取得者の再掲である。

行政処分件数の件数(年度別)
(医師)

(平成11年度～平成16年度)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
医 師 法 違 反	3		1	2	3		9
そ の 他 身 分 法 違 反	1	3	1		6		11
薬 事 法 違 反							
麻 薬 取 締 法 違 反			1	2	1		4
覚 せい 剤 取 締 法 違 反	3	4		1	(1) 3		(1) 11
大 麻 取 締 法 違 反		2				1	3
殺 人 及 び 傷 害		(1) 1				2	(1) 3
業 務 上 過 失 致 死 傷 (車 両)		2		1	3	2	8
業 務 上 過 失 致 死 傷 (医 療)	2	1	4	8	7	6	28
猥 せ つ	3	(1) 5	(1) 2	(3) 12	(1) 4	(1) 5	(7) 31
贈 収 賄	1	6		1	6	2	16
詐 欺 ・ 窃 盗	3	7	5	(1) 4	4	2	(1) 25
文 書 偽 造	1	1	1		1		4
所 得 税 法 等 違 反	1	(1) 4	4	1	3	1	(1) 14
診 療 報 酬 の 不 正 請 求	4	6	8	7	6	5	36
そ の 他		(3) 6	(1) 2	(2) 5		(2) 9	(8) 29
合 計	22	(6) 48	(2) 29	(6) 44	(2) 54	(3) 35	(19) 232

(注)上段()は、免許取消の件数であり、内数である。

行政処分の件数(年度別)
(歯科医師)

(平成11年度～平成16年度)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
歯 科 医 師 法 違 反	2	1		2	1	1	7
そ の 他 身 分 法 違 反			1				1
薬 事 法 違 反							
麻 薬 取 締 法 違 反							
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反		1	2	2	(1) 2	1	(1) 8
大 麻 取 締 法 違 反		2		1	3	1	7
殺 人 及 び 傷 害	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1			(4) 4
業 務 上 過 失 致 死 傷 (車 両)			2	2	1	5	10
業 務 上 過 失 致 死 傷 (医 療)							
猥 せ つ		(2) 3	5	(1) 2	3	(1) 5	(4) 18
贈 収 賄						1	1
詐 欺 ・ 窃 盗	1	1	1			1	4
文 書 偽 造				2			2
所 得 税 法 等 違 反							
診 療 報 酬 の 不 正 請 求	3	3	4	3	11	8	32
そ の 他		1	1	1	(1) 1	2	(1) 6
合 計	(1) 7	(3) 13	(1) 17	(2) 16	(2) 22	(1) 25	(10) 100

(注)上段()は、免許取消の件数であり、内数である。

行政処分の件数(医業停止の期間別)

(医師) (平成11年度～平成16年度)

	取 消	1年以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年6月未満	1年6月以上 2年未満	2年以上 2年6月未満	2年6月以上 3年未満	3年以上 3年6月未満	3年6月以上 4年未満	4年以上 4年6月未満	4年6月以上 5年未満	5年	停止計	合 計
平成11年度		14	3	1	2			2					22	22
平成12年度	6	16	10	4	2	3		6				1	42	48
平成13年度	2	14	4	4	1		1	3					27	29
平成14年度	6	25	3	5	1	2		2					38	44
平成15年度	2	8	14	8	7	4		6	1	1		3	52	54
平成16年度	3	8	9	5	4	3		1		2			32	35
合 計	19	85	43	27	17	12	1	20	1	3		4	213	232

32

行政処分件数(医業停止の期間別)

(歯科医師)

(平成11年度～平成16年度)

	取 消	1月以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年6月未満	1年6月以上 2年未満	2年以上 2年6月未満	2年6月以上 3年未満	3年以上 3年6月未満	3年6月以上 4年未満	4年以上 4年6月未満	4年6月以上 5年未満	5年	停 止 計	合 計
平成11年度	1	6											6	7
平成12年度	3	6	2	1	1								10	13
平成13年度	1	12			2			1				1	16	17
平成14年度	2	10			2							2	14	16
平成15年度	2	10	3	4	2			1					20	22
平成16年度	1	11	5	2	2	1		1		1		1	24	25
合 計	10	55	10	7	9	1		3		1		4	90	100

33

医業停止期間終了後の業務について

(医師)

平成14年12月31日現在

行政処分を受けた年度	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
平成10年度	23	6	13			4
平成11年度	22	6	11			5
平成12年度	35	15	6	1	1	12
平成13年度	23	8	7	2	1	5
平成14年度	11	5	3			3
計	114	40	40	3	2	29

(医師)

平成14年12月31日現在

医業停止期間	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
6か月未満	65	25	26		1	13
6か月以上1年未満	23	6	8	3	1	5
1年以上1年6か月未満	12	5	2			5
1年6か月以上2年未満	5	1	2			2
2年以上3年未満	6	2	2			2
3年以上4年未満	3	1				2
4年以上5年未満						
計	114	40	40	3	2	29

(医師)

平成14年12月31日現在

区分	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
医師法違反	5	1	3			1
その他の身分法違反	6		5			1
薬事法違反						
麻薬取締法違反	3		1			2
覚せい剤取締法違反	7	3	3			1
大麻取締法違反	2		1			1
殺人及び傷害						
業務上過失致死(傷害)/車両	3	2				1
業務上過失致死(傷害)/医療	13	7	5			1
猥せつ	13	7	6			
贈収賄	8	6	2			
詐欺・窃盗	8	3	1			4
文書偽造	2	1				1
所得税法等違反	14	5	5			4
診療報酬の不正請求	26	2	8	3	2	11
その他	4	3				1
計	114	40	40	3	2	29

注1)医政局医事課調べ

注2)表は、平成10年度から平成14年度までに医業停止処分を受けた医師のうち、平成14年12月31日までに医業停止期間が終了した医師について、その業務内容(平成14年12月31日現在)を示したものの。